（一財）北九州教育財団

令和８年度【単位 PTA 活動活性化推進事業】

募　集　要　項

1. 目的

近年、ネットトラブルやいじめ問題など、子どもを取り巻く環境は様々な課題が顕在化してきています。そこで、全ての学校の PTA 活動がより充実し、活性化することで、課題解決への糸口を探っていきたいと考えています。

この単位 PTA 活動活性化支援事業は、テーマ事業を通して課題解決に向けて取り組む各単位 PTA 活動の活性化を願って、支援助成を行うことを目的としています。

2. 募集期間

令和８年８月１日～令和９年２月２８日

3. 応募方法

1　実施したい単位 PTA 活動活性化事業について、簡単な概要で第一次申し込みを行っていただきます。

2　第一次申し込みのあった単位 PTA に対し、グループ LINE 等の SNS やオンラインツールで質疑応答など行いながら、具体的な事業計画の作成など正式な申請書の作成にむけて、教育財団のスタッフが支援を行います。

3　その結果、正式に申込みを希望する単位 PTA は、令和８年８月１日～令和９年２月下旬の間の教育財団から指定された期日までに、助成金交付申請書(様式１)・事業計画書(様式２)・収支予算計画書(様式３)を PTA 協議会事務局へ提出してください。

4　事業計画について教育財団関係者の審査員による審査を行います。書類が不備な場合は、修正をお願いすることもあります。

5　審査結果は教育財団理事会後に、お知らせします。助成が決まった単位 PTA の方は、口座振込依頼書(様式４)と通帳の写しを PTA 協議会事務局へ提出してください。

6　事業実施終了後、令和９年４月３０日までに、事業報告書(様式５)・収支決算書(様式６)・領収書のコピー、記録写真(日付要)、総会資料を提出してください。

※事業の進行状況を視察させていただくことがあります。

4. 事業実施期間

令和８年１０月１日　～　令和９年３月３１日　までの間

5. 本年度事業テーマ

○小中一貫連携事業　　○家庭学習定着向上事業　　○学校・家庭・地域の連携事業

○体力向上事業　　○その他 PTA 活動の活性化を目指す事業

6.　事業主体

単位 PTA が主催または共催する事業とする。

○児童生徒を対象とした事業

○会員(保護者・教職員)を対象とした事業

○児童生徒・保護者・教職員・地域合同で開催する事業

7.　助成金額

単位 PTA の助成金額は、1 事業 20 万円を上限とします。

計画内容を審査の上、助成額を決定いたします。

8. 事業報告会の開催および実践事例集の発表

今後、実践報告会等(会長研修会・指導者研修会・九 P 大会)で発表をしていただくことがあります。

助成をさせていただいた単位 PTA および団体には、実践事業の報告をしていただくことがあります。

報告書の内容は、すべて実践実例集に掲載させていただきますので、内容に不備がある場合は修正をお願いすることがあります。記録は写真を含め確実にとっていただきますようお願いいたします。

9. 注意事項

○単位 PTA 主催は、1 事業のみの応募となります。ただし、複数単位 PTA で開催される事業の場合は、代表校が申請してください。
○活動内容が審査企画と異なる場合は、助成金を返金していただきます。
○地域のまつり、スポーツ大会、競技会等のイベント活動への助成はできません。
○単位 PTA・団体の個人的な(資格の取得や知識の習得)のみを目的とした学習には、助成はできません。
○市の委託事業や市から補助金を受けている事業へは、助成はできません。
○周年行事につきましては、計画的に積み立てをして実施するものなので、助成はできません。
○単位 PTA の活性化をめざし助成を行っています。事業が継続して行われたり、次年度に継続して行われたりするよう、工夫をお願いします。
○助成の有無、助成額をお知らせします。助成額を年度の PTA 会計に収入として、計上してください。
○必ず、学校と打ち合わせの上、申請をお願い致します。
○役員が替わる場合は、引継ぎをよろしくお願いいたします。
○事業の２か月前までに申請をしてください。

10. お問い合わせ

（一社）北九州市 PTA 協議会　事務局　　TEL　093-581-7268　　FAX　093-581-9198
MAIL kitapta@fancy.ocn.ne.jp

11. 参考

イベント開催に役立つ手引き「イベント虎の巻」を作成しました。企画から運営、安全対策までをまとめていますので、ぜひご活用ください。

https://kitakyupta.jp/toranomaki-event-guide/

令和８年度【単位 PTA 活動活性化支援事業】助成金の取扱いについて

助成対象となる経費は、活動に直接必要となる経費で、令和９年３月３１日までに支出が完了するものに限ります。(詳細は下表のとおりです)

費　目	助成金の対象となる経費	対象とならない経費
報　償　費	講師等への謝礼(内部講師除く) 託児に関わる謝礼	人件費(会員への賃金) 会員への謝礼
旅　費	講師招聘旅費(タクシー代、駐車場代含む) 講師宿泊費 講師との打ち合わせに関わる旅費(電車、バス　モノレールなどの公共交通機関に関わる交通費)	左記以外の経費 〈例〉 参加者・会員の交通費、宿泊費
印刷製本費	資料などのコピー代、ポスター代、チラシなどの印刷代、写真の印刷代	
消耗品費	用紙代、文具購入費、トナー代、インク代 学習に必要な書類・教材費	個人の所有物になる賞品、景品、物品
食　料　費	講師の茶菓代(一人 500 円以内) 講師の弁当代(一人 1.000 円以内)	会議茶菓代、参加者の弁当代、懇親会等の飲食代、食材費
通信運搬費	学習の案内、情報提供、資料送付に必要な経費(郵送費、切手、ハガキ代等)	電話代、インターネット回線使用料
使用料及び賃借料	会議、講座実施のための会場の使用料 機器使用料、冷暖房使用料	コピー機等のリース代 施設見学料、レンタカー代等
委　託　料		講座の企画・運営等の委託費
備品購入費		パソコン・プリンター・プロジェクター カメラ等の電子機器・机、椅子等の什器等 団体の資産となる物品等
その他	講座で使用する看板代、演台花代 講座広告費、保険費	クリーニング代・光熱水費 団体資産となるような物品製作、補修等のための原材料費　等

提出物及び報告書

手続き	書　類　名	提出期限
申　請	1.単位 PTA 活動活性化支援事業助成金交付申請書(様式１) 2. 事業計画書(様式２) 3.収支予算計画書(様式３) 4. 口座振込依頼書(様式４)と PTA の通帳の写しを提出ください。(助成額の決定後)	令和８年１０月１日 ～令和９年２月下旬 北九州市 PTA 協議会事務局へ
報　告	1. 事業報告書(様式５) 2. 収支決算書(様式６) 3. 領収書のコピー 4. 記録写真(日付要) 5. 総会資料（決算書) 6. 案内文 以上を提出してください。	事業終了後１カ月以内 最終　令和９年４月３０日まで ＊総会資料については総会後に